

海南省結婚サポートセンター運営業務委託仕様書

本仕様書は、海南省が「海南省結婚サポートセンター運営業務委託（以下「本業務」という。）」にあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 委託業務名

海南省結婚サポートセンター運営業務委託

2 業務目的

結婚を希望しながらも、諸事の理由により異性と出会う機会の少ない独身男女に対して、本業務により運営される結婚サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の利用に要する費用（入会登録料、月会費、成婚料、その他活動費用）の一部を支援することにより、交際のきっかけとなる出会いの場を提供し、交際・結婚へ進展することで、未婚化・晩婚化に歯止めをかける。

3 業務概要

異性との交際・結婚を望みながらも、その相手にめぐり会っていない独身男女に、出会いの場を提供するためにサポートセンターを開設し、その後の交際についてのフォローアップを行う。

4 対象者

会員としてサポートセンターを利用する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 海南省内に住民票を有する者又は海南省内に勤務場所を有する未婚の者
- (2) 結婚を前提としてサポートセンターの提供するサービスを利用する意思のある者
- (3) 婚姻後も海南省内に居住する意思のある者
- (4) 海南省税を滞納していないこと（納税状況を市が確認することに同意する者）
- (5) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（反社会的勢力）でない者

5 活動期間

- (1) 会員は、会員となった月から24ヵ月又は令和6年3月29日のうち最短の期間を最長として、サポートセンターの提供するサービスを受けることができるものとする。

- (2) 前項による活動期間を終了した後に、引き続き同様のサービスの提供を受けることを希望する場合は、受託者の定める必要な活動経費を全額自己負担して、活動を継続できるものとする。

6 業務内容

ア サポートセンターの運営

- (1) 本業務を実施するため、サポートセンターを設置し、運営する。設置期間は、委託期間と同一とする。なお、設置場所については海南市内である必要はなく、近隣市町である場合においては受託者が従来設置運営する窓口を利用することも可能とする。事業所窓口が県外等となる場合には、電話やメール、オンライン会議ツールなどにより相談等が可能な環境や、臨時窓口を設けるなど利用者が対面相談しやすい環境を整えること。
- (2) 会員登録、お相手検索、業務管理等に使用するマッチングシステム及びサポートセンターのホームページを管理する。マッチングシステム、ホームページ等業務遂行に必要なシステム等については、受託者が従来運営するシステム等を利用することを妨げない。
- (3) 会員に対するお相手の紹介等は、会員のプロフィールやお相手に対する希望条件等を考慮し、平均して月5人程度以上の紹介等を行うこと。
- (4) 会員となった市民等に対しては、受託者が使用するシステム操作説明、コミュニケーションやお見合いなどに関するアドバイス、情報提供やお見合い等の事前調整などのサポートを行うこと。

イ 広告宣伝

- (1) 業務目的を十分理解し、市民が交際のきっかけとなる出会いの場を提供し、交際・結婚へ進展することに資するよう、広告宣伝を行うこと。広告宣伝方法については、受託者のホームページへの掲載など、従来運営する広告ツールの使用を妨げないが、広く市民に周知できるよう配慮すること。
- (2) 市広報紙「広報かいなん」及び市ホームページへの掲載等については、市と受託者との協議により可能なものとする。
- (3) 広告宣伝については、参加者の応募状況などに応じ、適宜、内容の更新・充実や再広告などを実施すること。

ウ 参加者の募集受付及び問い合わせ対応等の事務

- (1) 令和3年度及び令和4年度の各年度12名以上募集することとし、応募の状況に応じて、再広告などにより募集を行うこと。
- (2) 会員登録にあたっては、会員から過大な負担にならない範囲内において会費を徴収することができる。ただし、登録料及び会費等の設定については、事前に発注者と協議すること。
- (3) 会員登録にあたっては、会員になろうとする者の氏名、年齢、職業、年収、未婚であること等について、受託者・会員間で問題が生じないように、十分に確認すること。

エ 参加者への意識調査アンケートの配布、回収及び発注者への集計結果報告

- (1) 利用者に対し、定期的に利用状況、満足度などについてアンケートを実施し、利用者の状況や希望の把握を行う。
- (2) 実施するアンケートの内容については、受託者が作成し、発注者の確認を経て実施するものとする。
- (3) アンケートにより得られた利用者の状況や希望などについては、その内容を十分精査し、必要に応じて状況の改善に向けた検討を行う。

オ カップル成立後のフォローアップ

- (1) マッチングの結果、カップル成立後においては、交際の状況などについて適宜状況を確認し、必要に応じてアドバイスなどを行うことにより、フォローアップに努める。

カ 事業計画及び報告等

(1) 定例報告

受託者は、業務の実施に当たって、任意の様式による定例報告（毎月末時点の実施数等）を行い、関係書類を保管すること（会員登録数、お引き合わせ実施数、カップル数、成婚数等）。

また、各年度の当該年度における会員の入会状況や活動実績について報告を行うこととする。

(2) 実績報告

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、発注者が指示する期日までに提出すること。

7 費用負担

- (1) 市は受託者に対し、会員のサポートセンターの利用に要する費用（入会登録料、月会費、成婚料、その他活動費用）の一部を支払うものとする。
- (2) 会員はサポートセンターの利用に要する費用のうち、市が負担した額を差し引いた額を支払うものとする。
- (3) 活動費用に関する市と会員の負担配分は、受託者の提案する金額を基に、市と受託者が協議の上、定めるものとする。

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、基本的に各年度の年度報告書の提出をもって、当該年度における会員の入会状況や活動実績に応じて支払うものとする。

9 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

10 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

（内容）業務実施記録、募集ちらし、結果報告（成婚数等）

利用者アンケート分析結果、打合せ記録、その他関係資料

11 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 提出された成果品は、本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

また、受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取扱う場合は、海南省個人情報保護条例（平成17年条例第11号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、

個人情報を適切に取扱わなければならない。

- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。